

ベトナムにおける日本の法整備支援について ～ビジネスロイヤーとして期待する点～

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

ホーチミンオフィス代表

弁護士 三木 康史

私は、2012年よりベトナム（ホーチミン市）で駐在し、主に日系企業に対するリーガル・サービスを提供している。

メインの仕事は、日系企業によるベトナム企業への出資案件（いわゆるM&A）、日系企業による現地法人設立案件、現地法人による労務・紛争に関する相談などである。

5年もベトナムで働いていると、日本での勤務とは異なり、仕事面、生活面で、数多くの困難に出会うことになる。

中でも、「ベトナムで弁護士業務を行うに際して、最も困ることを1つだけ挙げよ」と問われれば、「当局の裁量が大きく、運用が恣意的である」という答えになるであろう。

私が所属するアンダーソン・毛利・友常法律事務所からも、JICA（ベトナム・ハノイ市）の法整備支援に弁護士を参加させていただき、その一端を担わせていただいている。

今回は、上記の「当局の裁量が大きく、運用が恣意的である」という点に関し、日本の法整備支援に期待することを書かせていただきたいと思います。

1. ベトナムの法整備の現状

まずは、ベトナムの法整備の現状について簡単に触れてみたい。

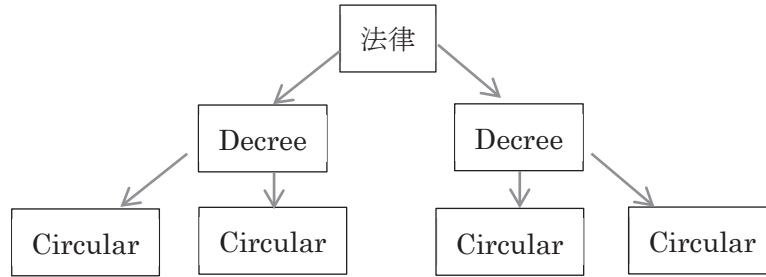
世界各国の法体系は、大きく分けて、「判例を重視する英米法」と「制定法を重視する大陸法」に分類することができる。

東南アジアの国々を見ると、その法体系は、歴史と紐づいている。すなわち、欧米列強のどの国の植民地だったか、が強く関係しているのである。

例えば、イギリスの植民地時代が長かったシンガポールは英米法であるし、フランスの植民地時代が長かったベトナムは大陸法、といった感じである。

ベトナムについては、大陸法の流れをくむため、制定法が重視される。具体的には、国会が制定する法律が幹となり、政府が制定する Decree、各省庁が制定する Circular が詳細を定めるという構図である。

この構図は、図示すると以下のとおりで、ちょうど日本の法律・政令・施行規則の構図と似ている。



法律、Decree、Circular は、制定法の骨組みの部分であり、これらがベトナムの法制度の基盤となる。

日本を含む外国の法整備支援により、これらの制定法はかなりの精度で整備されつつある。

例えば、私人間の法律関係を規定する民法、ビジネスにかかる私人間の法律関係を規定する商法、会社に関する規定を定める会社法をはじめ、刑法、独占禁止法、労働法など、ぱっと思いつく法律については基本的に整備されており、かつ、その下の Decree および Circular もかなりの精度でそろっている。

我々日本の弁護士がベトナムの法令をリサーチする際、「本件に関しては、日本であればこういう法令が関係するが、同じような法令がベトナムにもあるか？」という観点から開始するケースが多い。

その際、ほぼ 100%、日本の法令の規定と同様の規定がベトナムの法令にも存在する。

この意味で、制定法レベルでのベトナムの法制度は整っているといって過言ではない。

2. 問題点

上記 1 に記載したとおり、ベトナムの法令は、かなりの精度で整備されつつあり、特に法律、Decree、Circular レベルで見ると、日本と比べてもそこまで遜色はない（もちろん全く問題が無いわけではなく、各法令間の矛盾等が存在するなどの不備があるケースもある。）。

しかし、日々リサーチを行う弁護士の立場から見ると、ベトナムの法制度と日本のそれとでは決定的に異なる点がある。

それは、過去の案件の蓄積・整理の有無である。以下、その違いを見ていきたい。

(1) 制定法の特徴

制定法というのは、世の中の様々な事象をカバーする必要があるため、ある程度粗い網をかけざるを得ない。

全ての事象を詳細に規定することは不可能であるし、細かくしすぎると規定しきれない部分に逆に漏れが出てしまう。

一つ例を挙げて考えてみたい。

日本の刑法 199 条は「人を殺した者は、死刑または無期もしくは 5 年以上の懲役に処する。」と規定する。

「人」を「殺した」という極めて抽象的な要件が示されているだけである。

このように要件を抽象的にすることにより、処罰すべき事項すべてに網をかけることができる。

これを、例えば「ナイフで心臓を刺すことによって人の心臓を止めた者は」といった感じで詳細に規定するとすれば、全てのケースを列挙することが不可能なことは明らかであろう。

しかし、他方で、抽象的であるということは、解釈の余地を多く残すということである。

上記の条文でいえば、「人」と「殺した」という2つの要件があるが、それぞれが抽象的であるため、解釈の余地を残している。例えば、以下のような論点が出てくる。

- ・ 胎児は「人」に当たるのか？
- ・ 脳死した人は「人」に当たるのか？
- ・ 少し痛めつける目的で殴ったところ、当たりどころが悪く死んでしまった場合は、「殺した」と言えるのか？
- ・ 壁に向かって銃を撃ったところ、たまたま壁の向こうにいた人に当たって死んでしまった場合は、「殺した」と言えるのか？

これらは、抽象的な条文からは明らかでなく、人によって結論が分かれるであろう。

(2) 日本の場合

このように、制定法の規定はある程度抽象的にならざるを得ないため、必然的に、解釈の余地すなわち「隙間」を残してしまう。

この点につき、日本の場合は、裁判例や行政機関の指針がその隙間を埋めてくれている。

「過去の具体的な案件に対して裁判所が下した判断」である裁判例が蓄積されており、これらは、法的な拘束力こそないものの、重要な先例として、類似事例が起きた場合の解釈の指針となってくれる。

特に、最高裁判所の判例については、制定法にも準ずるほどの存在となっている。

さらに、新たな法令が出た際に、有識者からの質問およびそれに対する担当省庁の回答をまとめた「パブリックコメントに対する回答」や、各省庁が出す指針（例えば、独占禁止法に関して経済産業省が出す指針）なども、実務レベルで依拠できる解釈の指針となっている。

(3) ベトナムの場合

これに対し、ベトナムにおいては、裁判例の蓄積・公開が十分でなく、制定法の隙間を埋めるまでに至っていない。

さらに、各省庁が出す指針も十分とは言えない。

一つ例を挙げて考えてみたい。

ベトナムにおいて、「A社が、『A社製品を購入した顧客に対し、B社の保守サービスを受けた場合は、当該A社製品の純正品パーツを売却しない』という措置を取った場合、これは適法か？」という論点を調査する場合を考える。

まず、競争法および関連する Decree には、「競争相手の事業を不当に制限する行為は競争法違反である」旨が規定されている。

上記事例の A 社の行為は、感覚的には、B 社の事業を不当に制限しているように思われるが、厳密に解釈するためには規定が抽象的すぎる。

そこで、裁判例を調査するも、公開されているものには該当するものがなく、参考にならない。

また、競争当局が出している年次レポートをひもといても、参考になるような具体的な事例は載っていない。

したがって、競争法および関連する Decree の文言から判断するほかない。

この場合、B 社からすると、「自社の事業が不当に制限されており、競争法違反である」と主張するであろうが、A 社からすると、「純正保守でないと安全性が確保できず、あくまで顧客の安全確保のための措置であるから、競争法違反ではない」などの反論がありうる。

どちらの主張も一理あり、「競争相手の事業を不当に制限する行為は競争法違反である」という抽象的な規定のみでは判断がつかない。

こういった案件が競争当局や裁判所に持ち込まれた場合、具体的な指針が無いことにより、当局や裁判所の裁量が大きく働くことになる。

一般的に、裁量が大きいと、恣意的な運用がなされるリスクが高まり、ひいては贈収賄の温床にもなりかねない。

3. 日本の法整備支援の役割

まず、上記 1 で記載したとおり、制定法レベルでの法整備支援は既に成果を上げており、多くの重要な法令が整備されている。

しかし、上記 2 で記載したとおり、残念ながら、裁判例や行政機関の指針等の過去事例およびそれに対する判断の蓄積が少ない。

われわれ弁護士の立場からすると、リサーチを行う際に、法律、Decree、Circular の調査で終わってしまい、それ以上先に進まないことが往々にしてある（これは、徹底的なリサーチを求められる日本のアソシエイト弁護士にとってはうれしいことかもしれないが。）。

この際、関連する当局に問い合わせをすることもあるが、ホーチミン市の関連当局の回答がハノイ市の関連当局の回答と正反対の結論であったり、同じ地域の関連当局であっても、昨日の担当者と今日の担当者で回答が異なるといった事態が散見され、解釈の余地が大きい分野で恣意的な運用が行われている実態を目の当たりにすることになる。

こういった点を改善し、予測可能性の高いビジネス環境を整備することが、日本の法整備支援に期待したい点である。

繰り返し述べているとおり、制定法レベルの支援に関しては既に成果を上げているため、次のステップに進むべき時期に来ていると思う。

具体的には、以下の点が挙げられる。

- ① 過去の案件を調査し、それに対して裁判所がどのような判断を行ったかを整理すること
- ② 過去の案件を調査し、それに対して行政機関がどのような判断を行ったかを整理すること

これらの調査に関しては、裁判所や行政機関の協力がもちろん必要となるが、多くの情報が集まる各国の商工会やJETROとの協力も必要であろう。

また、各案件への関与の度合いが深い弁護士事務所（外国事務所およびローカル事務所）による協力も有用と考えられる。

最終的にこれらの事例の蓄積が進めば、解釈の道筋が示されることにより、当局の裁量の余地が小さくなり、恣意的な運用がなされることを防止できるようになる。

そして、ビジネスにおける予測可能性が高まることにより、投資環境が改善し、より多くの投資誘致にもつながると考えられる。

是非、この観点からの日本の法整備支援に期待したい。